

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	管理部 総務課	H21.4.1	平成21年度青写真 等単価契約	青焼き A3 16円 青焼き A2 32円 青焼き A1 61円 青焼き A0 103円 青焼き AQ1 175円 青焼き 2A0 206円 PPC第1原図 A2 113円 PPC第1原図 A1 340円 PPC第1原図 A0 679円 PPC第1原図 AQ1 1,800円 PPC第1原図 2A0 2,400円 PPC第1原図縮小 A1 A3 400円 PPCコピー A1 15円 PPCコピー A2 225円 PPCコピー A1 500円 PPCコピー A0 1,000円 PPCコピー AQ1 1,500円 PPCコピー 2A0 2,000円 PPCコピー-縮小 AQ1 A1 1,000円 PPCコピー-縮小 AQ1 A3 1,300円 PPCコピー-縮小 A1 A3 300円 PPCコピー-縮小 A2 A3 200円 PPCコピー-拡大 A3 A1 800円 PPCコピー-製本原稿 A2 320円 PPCコピー-製本原稿 A1 640円 PPCコピー-製本原稿 A1 A3 320円 PPCコピー-製本原稿 A2 A3 200円 PPCカード作成 A4 600円 PPCフィルム A3 130円 PPCフィルム A2 280円 PPCフィルム A1 1,000円 PPCフィルム A0 2,000円 PPCフィルム AQ1 8,000円 PPCフィルム拡大 A3 A1 3,000円 CAD出力(PPC) A2 400円 CAD出力(PPC) A1 800円 CAD出力(PPC) A0 1,400円 CAD出力(PPC) AQ1 2,200円 CAD出力 ショットフィルム A2 2,000円 CAD出力 ショットフィルム A1 2,500円 CAD出力 ショットフィルム AQ1 8,000円 CAD出力 トレベ A1 1,000円 CAD出力 トレベ A0 1,800円 CAD出力 トレベ AQ1 2,800円 CAD出力 マット紙 A2 600円 CAD出力 マット紙 A1 1,100円 CAD出力 マット紙 A0 2,000円 データ出力 カラー A1 2,800円 データ出力 カラー A0 4,000円 データ出力 カラー AQ1 6,000円 A2カラーコピー A2 2,400円 A2カラーコピー A1 4,800円 A2カラーコピー A0 9,600円 折り方 A2 11円 折り方 A1 20円 折り方 A0 40円 折り方 AQ1 60円 折り方 2A0 80円 折り方 4A0 160円 クロス製本 A4 230円	長崎市江戸町8-15 (株)エビス堂コピーセンター 代表取締役 本村正敏	青写真等については、対象品目の特殊性から、契約の相手方は当事務所周辺に営業店舗のある業者に限定されるが、諫早市内に目的物が調達可能な登録業者が1社しかなく、選択肢は限定されている。 仮に長崎市までを選択エリアに含めると、選択肢は増加するが、業務遂行が遅くなり、業務への悪影響が懸念される。 以上の理由により1者見積もりとする。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	県央振興局	管理部 総務課	H21.4.1	平成21年度燃料単 価契約	ガソリン109円/リットル 軽油 100円/リットル A重油 60円/リットル	長崎市元船町2 - 8 長崎県石油協同組合 理事長 松本博	<p>(検討)</p> <p>地方機関再編・統合による県央振興局の公用車等の所有台数83(特殊車両、船舶含む)、20年度年間購入数量および活動範囲は佐世保・平戸地区を除くほぼ本土全域である。</p> <p>前項のことをふまえると、基本的に公用車等の給油は朝夕に集中することから81台分の給油スペースは勿論、当局近郊および活動範囲に複数の給油所を備えた事業者が必要になる。</p> <p>多数の公用車等を所有することから、複数台の集中した給油も十分考えられ、当局近郊に数箇所の給油所しか保有していない1事業者での対応は非常に難しく、一般利用客の迷惑にもなりかねない。</p> <p>トラクター・船舶のほか、堤防等の特殊施設も所有しており、給油にはローリーを所有した事業者が条件となる。</p> <p>県央振興局の出先に公用車を所有した機関もあり、県央に給油の拠点を置いた場合、非常に不経済である。</p> <p>活動範囲が広範囲になることから活動先で給油しなければならない不測の事態も十分考えられ、1事業者での対応(契約)では到底無理である。</p> <p>(結論)</p> <p>以上のことから仮に複数業者で入札執行し決定したとしても1事業者での対応は無理である。</p> <p>よって活動エリアが広範囲となる当振興局および出先機関の公用車等83台分の給油需要に対応できる能力を有する登録業者は「長崎県石油協同組合」1者だけである。</p> <p>また、協同組合と契約することで1者の独占した利益にすることなく組合加盟業者すべてに対し利益を均等に分配することができ平等な契約とすることができる。</p> <p>以上のことから「長崎県石油協同組合」と1者随意契約をおこなうものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
3	県央振興局	建設部 管理課	H21.4.1	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,150,000	諫早市長 吉次 邦夫	<p>安全管理体制の必要性</p> <p>・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵がないとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる適度の措置が必要である。</p> <p>・営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設定又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面により安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることが出来る。</p>	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	県央振興局	建設部 道路課	H21.4.1	平成21年度設計積算業務委託	1,708,350	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工事品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項第2号
5	県央振興局	建設部 河川課	H21.4.1	平成21年度一級河川本明川水系半造川樋門等操作管理委託	2,449,577	諫早市東小路町7-1 諫早市長 吉次 邦夫	<p>日頃から河川パトロール等の充実が図れる。 豪雨時における水防活動の主体となる諫早市が緊急時に迅速かつ適正な対応をとれる。 本明川直轄区間で国土交通省が諫早市と同様の契約を結んでおり、管理方法、責任の所在について地元の理解が得られやすい。</p>	第167条の2 第1項第2号
6	県央振興局	建設部 河川課	H21.4.1	有喜川河川改修工事(仮設工)	5,250,000	諫早市多良見町中里129-13 株式会社 森開発 代表取締役 森 強	<p>平成19年度有喜川河川改修工事(6工区)(工期:H20.3.11~H21.3.31、施工者:株森開発)において設置した仮橋、仮締切の仮設物は、当該工事完了後もその後の河川工事で引き続き使用する。上記工事により賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要があり、土木工事積算資料(平成19年度版長崎県土木部)によると、存置した仮設物の賃料については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うこととしている。この為、今回は平成21年度にかかる仮設物賃料について、仮設物を設置した株森開発と随意契約により、契約を締結することとなる。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県央振興局	農林部 諫早湾堤防管理 事務所	H21.4.1	気象情報提供業務	1,209,600	福岡市中央区大濠1-6-3 3 日本気象協会 九州支 社 支社長 河野 任 博	長崎県内の指定ポイントの雨量予測をリアルタイム で詳細に提供できるのは当契約先のみであるた め。	令167条の2第1項 第2号
8	県央振興局	建設部 道路課	H21.4.13	一般県道諫早多良岳 線道路改良工事(重 点監督補助業務委 託)	16,065,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 事品質の確保を図るための適切な工事監督がも とめられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑 におこなうことができるのは、当法人以外に見あた らないため。	第167条の2
9	県央振興局	農林部 農道課	H21.5.1	広域大村東彼杵2 期地区2、3号橋梁 上下部工事現場技 術業務委託	12,285,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は良質な社会資本の整備を通じて豊かな 国民生活の実現及びその安全性確保、環境の保 全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与 するものであるとともに、現在及び将来の世代にわ たる国民の利益であることから、品質確保に努めな ければならない。そのためには、適正な施工の確 保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適 切な工事監督が求められている。県職員以外でこ れらの業務を円滑に行うことができるのは、当法人 以外に見当たらないため、随意契約を行うもので ある。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	農林部 林業課	H21.6.25	平成21年度採穂園等管理委託事業	3,150,000	東彼杵郡川棚町百津郷字 ナリウツ 39-125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 紙谷 修	採穂園等委託事業実施要領第3受託者の選定によると、知事またはその委任を受けて契約を締結する者は、受託者の選任にあたっては、次の各号のいずれかの要件をそなえたものの中から選定する。(1)公共的団体(2)採穂園等の育成及び管理の経験及び能力を有するもので社会的、経済的信用確実にして、かつ、採穂園等の事業に精通した者 とある。この条件を満足する者は、当事業地で継続的に作業を実施できる作業班を有し、昭和39年採穂園設立当時から造成・管理事業に従事し採穂園等の事業に精通し、東彼3町の森林整備を森林所有者から受託により実施してきており、社会的・経済的に信用があることから東彼杵郡森林組合以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
11	県央振興局	農林部 諫早湾堤防管理事務所	H21.7.4	諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検業務委託	8,190,000	福岡県福岡市中央区長浜2 丁目4番1号 株式会社 東芝 九州支社 支社長 岡崎 裕	本業務は、諫早湾干拓堤防通信制御設備の機能保持を目的として、機器、装置及び各種データ処理等、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当設備及びソフトウェアについては、平成7年度から10年度にかけて(株)東芝で製作・据付が行われ、平成12年度から保守点検を行っており、当設備の保守に対して精通している。 前回、発注するに当たって、(株)東芝以外の国内水管理制御システムメーカー7社にこの業務を実施できるかどうか調査を行ったが、点検業務は1社を除きすべて「実施できない」、また、保守業務は7社全社が「実施できない」との回答だった。 保守業務については、システム不具合時の対応が重要となる。このため、(株)東芝と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県央振興局	農林部 用地管理課	H21.6.8	小豆崎地区換地計画(処分)事務委託	8,079,000	小豆崎土地改良区 理事 長久本 純造	換地事務委託の内容は換地計画原案の作成、相続代位登記、面的集積処理を実施することです。 土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」により委託するものです。	第167条の2 第1項 第2号
13	県央振興局	農林部 用地管理課	H21.6.22	飯盛南部地区換地計画(処分)事務委託	23,299,000	飯盛南部土地改良区 理事 長 古野 綾雄	換地事務委託の内容は換地計画原案の作成、相続代位登記、面的集積処理を実施することです。 土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」により委託するものです。	第167条の2 第1項 第2号
14	県央振興局	農林部 用地管理課	H21.7.14	飯盛開地区換地計画(処分)事務委託	10,925,000	飯盛開土地改良区 理事 長 古野 繁	換地事務委託の内容は工事前の従前図調査、換地設計基準の確定、従前地の評価を実施することです。 土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」により委託するものです。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県央振興局	農林部 農村整備課	H21.7.17	五反田地区積算業務委託	1,890,000	長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、23市町及び87土地改良区等を会員とするとする公益法人である。 ・県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結) ・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。 	第167条の2 第1項 第2号
16	県央振興局	農林部 土地改良課	H21.7.27	野岳地区積算参考資料作成業務委託	1,837,500	長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、23市町及び87土地改良区等を会員とするとする公益法人である。 ・県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結) ・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。 	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県央振興局	建設部 道路2課	H21.6.25	平成21年度設計積算業務委託	1,708,350	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工事品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項第2号
18	県央振興局	建設部 道路1課	H21.7.8	平成21年度設計積算業務委託	2,045,400	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工事品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	建設部 河港課	H21.8.10	土砂災害防止法(事前縦覧)業務委託	1,575,000	諫早市栄田町2-1 野口ビル2F 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボランティア 協会 理事長 瓜生 宣憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62号平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で当該区域の住民等を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明を行うためには、土砂法及び土砂災害に関する全般について、相当な知識とともに適切な説明能力が求められる。 そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験を持つ会員で構成されており、唯一、当業務の実績があるNPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会との随意契約を行った。	第167条の2 第1項第2号
20	県央振興局	建設部 道路1課	H21.7.8	平成21年度設計積算業務委託	2,045,400	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。 よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県央振興局	建設部 道路2課	H21.11.27	平成21年度設計積算業務委託	2,289,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。 よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工事品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項第2号
22	県央振興局	農林部 農村整備課	H21.6.5	小豆崎地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	3,000,000	諫早市長 宮本明雄	・本調査は埋蔵文化財発掘調査であるので、昭和50年5月23日付50構改A第741号「文化財保護法の一部改正に関する覚書」の第4項で「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施する。」となっており、諫早市教育委員会に限定される。	第167条の2 第1項第2号
23	県央振興局	農林部 用地管理課	H21.6.22	五反田地区換地計画(処分)事務委託	5,226,000	五反田土地改良区 理事長	換地事務委託の内容は工事前の従前図調査、換地設計基準の確定、従前地の評価を実施することです。 土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」により委託するものです。	第167条の2 第1項第2号
24	県央振興局	農林部 農村整備課	H21.8.7	西海地区積算参考資料作成業務委託	1,417,500	長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	・(財)長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、23市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結) ・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県央振興局	農林部 農村整備課	H21.10.5	小豆崎地区区画整理 実施設計業務委託	17,220,000	長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は23市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑仕事等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。	第167条の2 第1項第2号
26	県央振興局	農林部 農村整備課	H21.10.5	目代地区区画整理 実施設計業務委託	22,050,000	長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は23市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑仕事等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。	第167条の2 第1項第2号
27	県央振興局	建設部 管理課	H21.11.6	占用許可システム改 修業務委託	1,890,000	長崎市出来大工町36 扇 精光株式会社 代表取締役 扇 健二	著作権法に基づく必要性 ・占用許可システムは平成11年度扇精光(株)がシステム開発を行い稼働しているシステムであるが、システム開発時、契約上著作権に関して県に帰属させていないため、システム内容を扇精光(株)の許可無く他社へ開示することが著作権法上禁止されている。 経費節減 ・扇精光(株)がシステム開発を実施しているため、内容を熟知しており、今回のシステム改修に関しても既存システムの解析及び把握に関する費用の積算が不必要であり経費の削減が図られる。	第167条の2 第1項第2号
28	県央振興局	建設部 道路2課	H21.11.27	平成21年度設計積 算業務委託	2,289,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。 よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす (財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県央振興局	建設部 道路1課	H22.1.7	平成21年度設計積算業務委託	1,708,350	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 2. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3. 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項第2号
30	県央振興局	建設部 河港課	H21.10.19	中島地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	1,710,811	長崎市五島町8番7号 社団法人 長崎県公共嘱託 登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約に相手としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積上げ支払うこの方法は、利に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	県央振興局	建設部 河港課	H21.8.17	郡勢開地区急傾斜地 崩壊対策工事(用地測 量業務委託)	1,548,383	長崎市五島町8番7号 社団法人 長崎県公共嘱託 登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約に相手としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県央振興局	建設部 道路1課	H22.3.12	一般県道諫早多良岳 線道路改良工事(軟 弱地盤解析業務委託 2)	9,922,500	長崎市樺島町6番15号 基礎地盤コンサルタンツ(株) 長崎支店 支店長 宮崎 純夫	当工区は、諫早市内中心部の交通混雑の緩和を図るため、平成12年度より事業に着手し、平成22年3月末に供用開始予定で鋭意進めておりましたが、平成21年10月頃、盛土部(134～137間)の異常沈下により法面の亀裂及び用水路壁に変状が発生。平成22年1月より、現地踏査及びチェックボーリングを行っていたが、路体(盛土部)が不安定になっていることが判明し、また新たに連続した亀裂(141から147)が2月頃発生。当水路は普通河川尾向川の河口部に当たっており、梅雨期の豪雨等を控え水路の埋塞など二次災害が懸念されるため、調査、設計を緊急に実施し、対策工事を行う必要がある。また当路線は重要な幹線道路で1日も早い開通を求められている。このため当地区に隣接する現場で同一構造体の業務委託を手掛けており、現場の周知及び地質の基礎データの収集、解析等の資料を持ち、当箇所の対策工法を早急に作成することが可能である。基礎地盤コンサルタンツ(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2 第11項第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円